

琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成要綱

（目的）

第1条 「琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成」は、琵琶湖・淀川流域に暮らす子どもたちを対象とした水質保全活動を助成することにより、子どもたちが、流域の水質保全の現状を正しく理解し、上流から下流までの広域的な水循環の適切なあり方を学習することを通して、子どもたち自らが水質保全活動の担い手として「遊んだり泳いだりするのに適した」地域の河川や湖を守り育てていくことで、将来にわたり潤いのある流域社会を形成していくことに資する。

（助成対象活動）

第2条 琵琶湖・淀川流域で生活する小学生から高校生までの年齢の子どもたちを対象とした、「水環境について知り・理解する活動」、「水質の保全・改善に関する活動」で、次のすべての視点や内容を満たす活動とする。

- （1）琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- （2）上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- （3）今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

（助成対象団体）

第3条 次のいずれかに該当する団体を助成対象とする。

- （1）琵琶湖・淀川流域（琵琶湖・淀川給水区域含む。）で水質保全活動に取り組むNPO法人、市民団体等
- （2）三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県に所在する小・中・高・特別支援学校及び当該学校のPTA、部活動

（助成金額）

第4条 1件についての助成限度額は年度当たり10万円とする。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、原則として助成対象となる事業の実施に直接必要な経費とする。団体の運営費、食料費は含まない。

（助成期間）

第6条 助成期間は、原則として単年度とする。ただし、最長3年まで継続して申請することができる。

(助成の申請)

第 7 条 助成の交付を受けようとする団体は、別に定める助成申請書に必要な書類を添え、定められた期日までに機構あて提出する。

(助成金の交付決定)

第 8 条 前条の規定による申請があった時は、別に定める子ども水質保全活動助成選考委員会の選考により、助成金を交付する団体の決定を行うものとする。

2 機構は、前項の交付の決定があった時は、申請者に交付（不交付）決定通知を行うものとする。

3 機構は、前項の決定通知をする時は、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(助成金の支給)

第 9 条 前条の交付決定を受けた団体（以降、「助成団体」と言う。）は、速やかに機構に別に定める誓約書と助成金請求書を提出し、助成金の支給を受けるものとする。

(変更および中止)

第 10 条 交付決定後は、助成を受ける事業（以降、「助成事業」と言う。）の内容の変更は原則としてできないものとする。ただし、機構の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 助成事業の全部または一部を申請団体と異なる別の団体に委託することはできない。

(成果の報告)

第 11 条 助成団体は、助成研究が終了した時は、速やかに別に定める事業成果報告書を作成の上、機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の成果の報告を受けた場合は、成果の確認を行うものとする。

3 助成事業の成果は、機構のHPへの掲載、成果報告会での報告等において公開する。

(状況の報告)

第 12 条 機構は、必要に応じ助成団体から助成研究の遂行状況、その他助成金の執行に関し、必要な事項について報告を求めることができる。

(助成金の精算)

第 13 条 助成団体は、助成事業が終了した時は、当該事業の実施に要した費用の精算報告をしなければならない。

- 2 機構は、前項の精算報告を受けた場合は、助成金の執行状況を確認し精算額の確定を行うものとする。
- 3 前項による精算額が助成交付決定額に満たない場合は、差額を機構に返金するものとする。

(助成である旨の表明)

第 1 4 条 助成団体は、助成事業を実施する場合および事業成果を公表する場合は、助成を受けた旨を表示するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 1 5 条 次の各号に該当した場合は、機構は、助成団体に対し、助成の交付決定の取り消しまたは助成金の減額ならびに返金を求めることができるものとする。

- (1) 第 1 1 条による成果の報告がされない場合
- (2) 助成金の使途が申請と著しく異なる場合
- (3) その他本要綱および機構の指示に違反した場合

(機構が実施する支援)

第 1 6 条 機構は、助成対象事業の計画作成や事業の円滑な実施を支援するため、次の取り組みを行う。

- (1) 機構で作成している広報啓発資料の提供
- (2) 助成対象事業を支援できる行政機関・施設、NPO 団体等の情報の提供

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 6 年 2 月 2 8 日より施行する。

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 0 日より施行する。

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 5 日より施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 5 日より施行する。